

長崎市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

長崎市長 鈴木 史朗

長崎市条例第 35 号

長崎市景観条例の一部を改正する条例

長崎市景観条例（昭和 63 年長崎市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。